

特殊な推進装置への給電に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

特殊な推進装置への給電に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則において、操舵装置におけるラダーストックの径が 230mm を超えるものに対して代替動力源を設ける旨規定されている。IACS は、本要件をアジマス推進器やウォータージェット推進器等の特殊な推進装置に適用する際の解釈として IACS 統一解釈 SC242 を作成し、推進装置の出力が 2,500kW を超える場合には、上記の代替動力源を設けることとしている。

NK 規則においては、上記統一解釈を取り込むと共に、非常用発電機を有する場合には、推進装置の出力にかかわらず同発電機から旋回装置への給電を要求しているが、2,500kW 以下の推進装置を有する船舶における当該給電要件の取扱いが IACS 内で異なっていることから、関連業界より統一的なものとするのが求められている。

本件について IACS 内で議論を行った結果、SOLAS 条約において代替動力源が要求されない推進装置の出力が 2,500kW 以下の旋回装置に対しては、非常用発電機を有する場合であっても、同発電機からの給電は不要であるとの結論に至ったことから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

特殊な推進装置において、当該装置の出力が 2,500kW 以下の旋回装置への非常用発電機からの給電に関する要件を削除した。